

注文衣料品質表示実施要領

1 表示すべき商品

注文衣料

2 適用範囲

ここで、注文衣料とは、生地を販売した事業者が、当該生地を購入した者又は贈られた者の委託により縫製した衣料をいう。縫製のみ委託された事業者が縫製した衣料には適用しない。適用となるのは日常生活の用に供する衣料のうち、次に掲げるものとし、業として用いる衣料、特殊な用途に用いる衣料は適用しない。

(1) 紳士服

上衣、チョッキ、ズボン、コート類

(2) ワイシャツ

(3) 婦人服

ワンピース、上衣、ベスト、ブラウス、スカート、スラックス、パンタロン、コート類

(4) 学生服

上衣、ワンピース、ワイシャツ、ブラウス、ベスト、ズボン、スカート、コート類

3 表示すべき事項

(1) 繊維の組成（混用率を含む）

(2) 取扱方法

(3) 事業者の氏名又は名称

4 表示の方法等

(1) 繊維の組成（混用率を含む）

繊維の組成（混用率を含む）とは、本実施要領の2の適用範囲（1）、（2）、（3）及び（4）に掲げた衣料の表生地、裏生地を組織し、編成し、又は構成している糸を組成する繊維をいい、繊維製品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第558号）に定めるところにより表示すること。

(2) 取扱方法

取扱方法は、日本産業規格L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に定める表示記号（記号・文字・文章を含む）を用いて、同規格で規定する方法により表示すること。この場合において、注文衣料に付着しているボタン、アクセサリその他これに類するものの取扱方法（以下「アクセサリ等の取扱方法」という。）が当該注文衣料の本体の取扱方法と異なるときは、その取扱方法も併せて表示すること。

(3) 事業者の氏名又は名称

事業者の氏名又は名称は、商号を有する場合は商号、有さない場合は法人名、個人名又は屋号を表示する。

事業者の氏名又は名称の表示に際しては、商標を用いて表示することはできない。

法人の種類を表わす文字は、これを省いても誤解を生ずるおそれがないときは省略することができる。

(4) その他

表示すべき事項は、各衣料の見やすい箇所に見やすく容易に剥がれない方法で各衣料ごとに一箇所に表示すること。ただし、次の場合についてはこの限りでない。

- ① 「事業者の氏名又は名称」は、スーツ又は学生服などの上下揃いの注文衣料については、上下いずれか一品に表示することができる。
- ② 使用する生地の種類又はデザインにより一箇所に表示が困難な場合は、表示すべき事項をそれぞれ分離して表示することができる。
- ③ 使用生地の種類又はデザインにより本体への取付表示が不可能な場合は、カードにより表示することができる。
- ④ 本体の取扱方法とアクセサリ等の取扱方法が異なるため一箇所表示が困難な場合は、アクセサリ等の取扱方法のみをカードにより表示することができる。

5 表示義務者

表示義務者は、消費者より直接注文を受けた事業者とする。

百貨店又はスーパーの店舗内にテナント出店している事業者が自己の名において消費者より直接注文を受けた場合は、その事業者が表示義務者である。

6 実施年月日

昭和52年4月19日から実施する。

平成23年4月1日一部改正

平成28年12月1日一部改正

令和元年7月1日一部改正